

横手北スマートＩＣ地区協議会規約

(名称)

第1条 本会は、横手北スマートＩＣ地区協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、横手北スマートＩＣ（以下「スマートＩＣ」という。）の設置、管理、運営等について、必要な検討、調整等を行うことを目的とする。

(協議会の事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1) スマートＩＣの設置に係る次に掲げる検討、調整等

- ア スマートＩＣの社会便益に関すること。
- イ スマートＩＣ及び周辺道路の安全性に関すること。
- ウ スマートＩＣの設置に伴う高速道路の利用交通量の変化に関すること。
- エ スマートＩＣの構造及び整備方法に関すること。
- オ スマートＩＣの管理、運営方法に関すること。
- カ スマートＩＣの利用促進方策に関すること。
- キ 広域的検討結果の反映に関すること。
- ク その他スマートＩＣを設置、管理・運営する上で必要な事項に関すること。

(2) スマートＩＣの安全かつ円滑な設置及び管理・運営の協力

(3) スマートＩＣの供用後の社会便益、安全性、利用交通量・管理、運営形態等についての定期的なフォローアップ及び必要に応じた見直し

(4) その他目的達成に必要な事業

(組織)

第4条 協議会は、別表に掲げる委員により構成する。

(会長及び職務代理)

第5条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、横手市長をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長が出席できないときは、会長があらかじめ指名したものがその職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は、協議会が存続する期間とする。

- 2 異動等に伴う委員の変更は、特別な理由がある場合を除き、前任者から引き継ぐものとする。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、横手市建設部建設課に置く。

(会議)

第8条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

- 2 協議会は、会員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。
- 4 協議会の議事は、出席委員及び代理出席委員の過半数の同意をもって決する。
- 5 会長が必要と認める場合は、委員の同意を得て、委員以外の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 6 会議は原則非公開とし、委員の承認を得て、会議資料及び会議録を公表することができる。

(軽微な事項に関する取扱い)

第9条 軽微な事項に関して、会長は、書面による賛否を求めて、会議の決議に代えることができる。

(経費)

第10条 協議会の運営に要する費用は、横手市の負担とする。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。ただし、軽微な内容のものは、会長が定めることができる。

附 則

この規約は、平成26年6月28日から施行する。

この規約は、平成28年3月 1日から施行する。

この規約は、平成29年5月25日から施行する。

この規約は、令和2年11月27日から施行する。

この規約は、令和4年 2月 3日から施行する。

別表

横手北スマートIC地区協議会委員名簿

機 関	団体名	職 名
市	横手市	横手市長
国	国土交通省 東北地方整備局	道路部 道路計画第二課長
		湯沢河川国道事務所長
NEXCO	東日本高速道路(株) 東北支社	総合企画部 総合企画課長
		管理事業部 管理事業統括課長
		秋田管理事務所長
県	秋田県	建設部道路課長
		平鹿地域振興局建設部長
警察	秋田県警察本部	交通部 交通規制課長
		交通部 高速道路交通警察隊長
		横手警察署長
市議会	横手市議会	道路交通網整備促進議員連盟 会長
地元商工会議所	横手商工会議所	会頭
地元JA	秋田ふるさと農業協同組合	代表理事組合長
地元企業団体	協同組合 横手卸センター	理事長
地元企業団体	秋田流通サービス事業協同組合	理事長